

報道関係者 各位

7月は…！夏期食品等監視強化月間！

食中毒予防3原則

「つけない」「増やさない」「やっつける」を徹底監視指導します

県では、細菌性食中毒発生の危険性が高くなる夏、特に気温が高くなる7月を「夏期食品等監視強化月間」として、食品等事業者に対する監視指導を強化し、不適正な食品の流通を防止するとともに、消費者の方々に食品衛生についての正しい知識の普及啓発を行います。

月間の監視指導の開始にあたり、各保健所において7月1日（水）に、下記により食品販売施設への立入検査を実施しますので、当日の取材について、御協力くださいますようお願いいたします。

記

保健所名	施設名称・所在地	実施時間	問合せ先	報道関係者 集合場所・時間
村山保健所	ヤマザワ中山店 中山町長崎 3030-67	午前 10 時から	生活衛生課食品衛生担当 電話 023-627-1185 担当 武田	サービスカウンター 午前 9 時 45 分
最上保健所	ヨークベニマル新庄下田店 新庄市金沢 2043-1	午前 11 時から	保健企画課生活衛生室 電話 0233-29-1261 担当 駒林	正面入口 午前 10 時 45 分
置賜保健所	おーばん南陽東店 南陽市赤湯 2950-1	午前 10 時から	生活衛生課食品衛生担当 電話 0238-22-3740 担当 的場	正面入口 午前 9 時 45 分
庄内保健所	ジェイマルエー 鶴岡南店 鶴岡市伊勢横内字畑福 123-1	午前 10 時から	生活衛生課食品衛生担当 電話 0235-66-5664 担当 齋藤	正面入口 午前 9 時 50 分

令和8年度夏期食品等監視強化月間の実施について

- 実施期間：令和8年7月1日（水）～7月31日（金）
 - 実施内容：各保健所において、主に次の施設に対し重点的にHACCPに沿った衛生管理などについての監視指導を実施（約400施設予定）
 - ・食品を大量に取り扱うスーパーマーケット、広域流通食品の製造・販売等を行う施設等
 - ・食肉等を取り扱う施設
 - ・飲食店や弁当屋、旅館、ホテル、給食施設等の大量調理施設
- 食品等事業者及び一般消費者への講習会、講演会の開催
- やまがた食の安全ほっとインフォメーションやチラシ・SNSによる啓発（参考：別添啓発チラシ）



問合せ先
食品安全衛生課 食品衛生企画専門員 佐藤敬子
電話 023-630-2621
[広報監] 防災くらし安心部 次長 岩瀬 一